

# 葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画【概要】

令和8年3月 葛飾区教育委員会

## (1) はじめに

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大することによって業務が積み上がり、教育職員の厳しい勤務の実態が顕在化してきた。教育職員一人一人が、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して生き活きと児童生徒への教育に邁進できるよう、教育職員の負担軽減の観点から様々な取組を進める。

## (2) 葛飾区立学校の現状

- ・ 時間外在校等時間
  - 時間外在校等時間が45時間以上である教育職員数（各年10月）  
R5年度590人 R6年度581人 R7年度554人
  - 1か月平均時間外在校等時間  
R5年度32.2時間 R6年度31.1時間 R7年度30.4時間
- ・ 年次有給休暇（年間平均取得日数）  
R4年度14.8日 R5年度15.4日 R6年度15.8日
- ・ ストレスチェック（総合健康リスクの値）  
R5年度95 R6年度89 R7年度89  
※全国平均100・値が小さいほど低ストレス

## (3) 本計画の目標

以下4項目10指標を令和11年度までに達成することを目指す。

### 時間外在校等時間

- 1か月45時間以下の教育職員の割合・・・ 100%
- 1か月平均・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30時間以下
- 1年間360時間以下の教育職員の割合・・・ 100%

### 業務への負担・支援

- ストレスチェック[仕事のコントロール]・・・ 100以下
- ストレスチェック[職場の支援]・・・・・・・・ 80以下

### ワーク・ライフ・バランス

- 仕事と仕事以外の生活とのバランスについて満足している教育職員の割合・・・・・・・・ 80%以上
- 1年間の年次有給休暇平均取得日数・・・ 20日

### 仕事に対するやりがい

- 授業準備の時間が取れていると感じている教育職員の割合・・・・・・・・・・・・ 80%以上
- 児童生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教育職員の割合・・・ 80%以上
- 教育職員としての仕事そのものについて満足している教育職員の割合・・・・・・・・・・・・ 80%以上

# 葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画【概要】

令和8年3月 葛飾区教育委員会

## (4) 取組

「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

### ○学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

### ○教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥調査・統計等への回答
- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩校舎の開錠・施錠
- ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫校内清掃 ⑬部活動

### ○教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭給食の時間における対応
- ⑮授業準備
- ⑯学習評価や成績処理
- ⑰学校行事の準備・運営
- ⑱進路指導の準備
- ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

### 教育職員が担う業務の適正化

- ①働き方改革に配慮した教育課程の編成
- ②学校行事等の精選
- ③職務経験が少ない教育職員への支援
- ④学校評価の結果に基づく学校運営改善措置の適切な設定
- ⑤学校運営協議会を置く学校における「学校運営の基本方針」への本計画の反映

### 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ①産業医による職場巡視・面接指導の実施
- ②安全衛生対策の充実
- ③ストレスチェックの充実
- ④勤務間インターバルの拡大
- ⑤年次有給休暇の取得促進

## (5) 本計画の推進に向けて

- ・保護者や地域に向けて、本計画の意義について、区ホームページや広報紙等で広く周知する。
- ・区ホームページ等で実施状況を公表する。また、実施状況を総合教育会議で報告し、区長部局と連携を図ることで、取組の更なる改善につなげる。
- ・毎年度実施効果を検証し、必要に応じて取組の見直しを図る。
- ・国や東京都に対して、制度改善や財政的支援等について、他の自治体と連携しながら働きかける。